

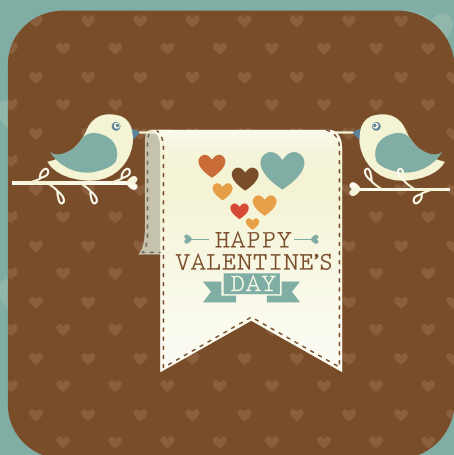
SBL 通信



Support
Business
Life

No. **42**

2014年01月号



お知らせ
事務所窓から
七転び八お記
海外の面白税
Valentine's Day
TAX TOPICS
確定申告で節税
魅惑な香り
ROAD to M

お知らせ

<確定申告>

今年も、確定申告の時期となりました。
平成26年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日から3月15日までです。お間違いの無いようお願いいたします。

<住民税の特別徴収制度について>

個人の住民税の納付方法は、年4回に分けて納める「普通徴収」と、勤務先の給与から天引きして、その勤務先の企業が納める「特別徴収」があります。特別徴収制度は、企業側に事務負担を求めるもので、SBLでは企業様の実情に合わせて普通徴収制度をお薦めしてきました。

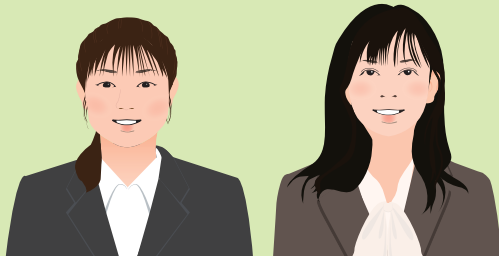
しかし昨今、特別徴収への切り替えを強制する市町村が多くなってきました。SBLとしては、企業様の実情に合わせ、普通徴収維持の交渉を続けるのと同時に、特別徴収制度の周知を進めてまいります。

事務所窓から

●このたび、事務所に勤務している「田村奈保子」、「名倉さつき」とが税理士登録をしました。税理士事務所は税理士3名体制となります。引き続きよろしくご依頼申し上げます。

SBLから2名の税理士登録者を送り出せたことを喜ばしく思います。

2人には、税理士の肩書きに応じた、活動の幅を広げる機会を持ってもらいます。同時に、仕事に対する責任や皆さまの期待に応えられるよう、指導してまいります。(八木)



七転び八起き

みなさん、こんにちは。

新年が明けるとこの時期には、新たな目標や決意を胸に過ごされている方も多いと思います。例外なく私自身も、決意を秘めて2014年を迎えました。

当事務所は、平成16年1月に天理市で創業してから、ちょうど10年が経ち、11年目に突入しています。

自宅事務所であった最初の4年が第一段階とすると、奈良市西大寺のテナントへ入居、スタッフの採用を始めたのが第二段階と言えます。

この10年を振り返ると、あつという間に過ぎ去ってしまい、考えていたことの半分しか実行できていない状況です。今年43歳となり、厄年といわれる時期も明けました。税理士として、そして経営者として、事業展開上もう一、二段階、加速を付けたいと思っています。

というわけで、今年は、事務所移転を含め税理士事務所SBLの第三段階に移行したいと考えています。具体的な構想は次のとおりです。

★ワンストップサービス、取扱業務の充実

去年からデザイン部門の立ち上げを行っており、準備を進めてきました。ワンストップサービスを実現するための業務拡充を進めます。

★専門スタッフ増員、隣接事業者との提携

余裕を持たせたスタッフの配置、周辺業務について事業者との提携を進め、常に最新で最適なサービスの提供に努めます。

★上記を支えるための事務所移転

顧客の増加に伴い、現在の事務所スペースでは対処出来なくなっています。応接室、会議室、作業スペースなどの確保をすべく、事務所移転をいたします。

★記帳など基幹システムの見直し

最新のIT技術を導入した、顧客の皆さまにとって使いやすい財務基幹システムの採用いたします。

目標は高く持て、とよく言われます。事務所の理想的な形を思い描くことは大事なことでと考えています。理想と現実にはまだまだギャップがありますが、そのギャップを埋める努力を続けていきたいと思っています。(八木)

海外の面白税

以前、海外の軽減税率についてご紹介しましたが、他にも日本を含め海外にも面白い税がたくさんあります。

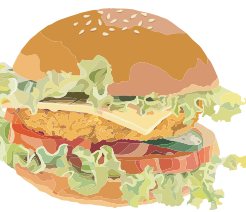
今回はその中でもジャンクフードに関する税金をご紹介します。

手軽でついつい食べ過ぎてしまうジャンクフードですが、高カロリーで食べ過ぎると体にもよくありません。

BMI30以上(日本では25以上)の状態だと肥満に当たり、世界人口のうち、なんと約4分の1がBMI30以上だそうです。

肥満が増えることによって、国民の健康が危機にさらされると医療費が増大し、さらには国民人口の減少(ひいては税収が減少…)にもつながるということで各国でも導入が検討されているのが「ジャンクフード税」です。

ジャンクフード税が好んで検討されるのは「肥満対策」「医療費削減」「税収アップ」といういわば“一石三鳥”のメリットがあるからです。



ルーマニア政府では2010年に導入を発表。ついでデンマークでは2011年10月1日から、飽和脂肪酸が2.3%以上含まれる食品に対して、飽和脂肪酸1キログラムあたり16クローネを課税し、施行前には飽和脂肪酸の多い食品であるバターやピザ、肉、牛乳といった食品の買いためが増えました。

ハンガリーでは、2011年9月1日、砂糖や塩分の多い飲食品に課税する通称ポテトチップス税が施行。

また、フランスでは、2011年12月28日より砂糖の添加された炭酸飲料に課税する通称ソーダ税が承認され、メキシコでも去年の10月には税制改正があり、ジャンクフード税が課税されることとなりました。

アメリカにおいてもたびたび健康増進や医療費削減を目的としたジャンクフードへの課税の話が出たり消えたりしています。

日本では、具体的にジャンクフード税にあたる税制導入はまだ話題になっていませんが、近年子どもの肥満増加や医療費の増加が懸念されていますから、いずれ何らかの措置が講じられるかもしれません。(古川)

Valentine's Day!

2月14日はバレンタインデーですね。学校や会社でソワソワしちゃう、歯がゆい行事ですね。

バレンタインデーの起源

バレンタインデーの由来はローマ帝国時代にさかのぼります。

3世紀のローマ帝国の皇帝・クラウディウス2世は、兵士たちの士気の減退を防ぐため、若者たちの婚姻を禁じるという暴挙に出ます。

それに反して、密かに若者たちを結婚させていたのが聖ウァレンティヌス(バレンタイン司祭)でした。

しかし、その行動がバレてしまい、聖ウァレンティヌスは豊穡祈願の祭である「ルペルカリア祭」の前日である2月14日に、生贄として処刑されました。

ウァレンティヌスは後に聖人に列せられ、2月14日はキリスト教徒にとっても祭日となったのです。

「バレンタインデー」のネーミングは、この聖人ウァレンティヌスが元となっています。

日本のバレンタインデー

日本のバレンタインデーは、洋菓子店「モロゾフ株式会社」が、バレンタインデーにチョコレートを贈ることを提唱したことから始まるとされています。1936年(昭和11年)のことでした。

その後、高度経済成長期を迎えた日本では、多くの菓子メーカーが本格的に「バレンタイン商戦」を繰り広げるようになります。

ちなみに、バレンタインデーにチョコレートを贈る習慣があるのは日本だけ。欧米では「贈り物」の習慣はあるものの、それがチョコレートである必要はないとのことです。

バレンタインチョコレートの購入平均予算(1個あたり)は、本命チョコは1,768円、義理チョコは617円と、その格差は3倍であることが分かりました。またプレゼントとは別に自分用チョコレートの平均購入予算を聞いたところ平均額は1,215円!自分にも少し高級なチョコレートを購入して、バレンタインというイベントを楽しんでいる様子がうかがえますね。(下村)



昨年12月24日、平成26年度税制改正大綱が与党において閣議決定されました。その内容は、10月1日に先んじて公表された「民間投資活性化等のための税制改正大綱」での内容が中心になっています。

消費税増税が4月に迫っており、景気への動向が気になる中、今回の税制改正の内容を追ってみたいと思います。

消費税

(1) 不動産・金融保険業のみなし仕入率の見直し

このたび実際の課税仕入率とのかい離が大きい業種について、消費税の簡易課税制度のみなし仕入率が見直されることになりました。

消費税の納付額は、次の算式で計算します。

$$\text{預かった消費税} - \text{支払った消費税} = \text{納付消費税}$$

しかし、上記の計算方法だと、支払った消費税を一つ一つ集計しなければならず、事務が大変になります。

そこで、売上げにかかる消費税のみで納付税額を計算する方法＝簡易課税制度が用いられるようになりました。

なお、簡易課税制度の適用を受けるためには、前々年(個人事業)又は前々事業年度(法人)の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していることが条件となります。簡易課税制度による消費税の納付額は次の計算式となります。

$$\text{預かった消費税} \times (1 - \text{みなし仕入れ率})$$

みなし仕入れ率とは業種別に、支払った消費税は大体これくらいだろうと定められている率をいいます。

売上を業種によって区分し、それぞれの区分ごとのみなし仕入れ率を適用し、消費税の納付税額を計算します。変更されるのは下記の業種です。

- ①金融業、保険業→第4種事業(60%)から第5種事業(50%)に
- ②不動産業→第5種事業(50%)から第6種事業(40%)に

今回の改正は平成27年4月1日以降に開始する課税期間について適用されます。場合によっては原則の課税方式が有利になることもあり、該当する業種の方は改正前に比較検討する必要があります。

【図表】業種ごとの「みなし仕入れ率」の改正

事業の種類	卸売業	小売業	製造業 建設業等	その他の 事業	金融 保険業	サービス業	不動産業
改正前	第1種	第2種	第3種	第4種		第5種	
	90%	80%	70%	60%		50%	
改正後	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種		第6種
	90%	80%	70%	60%	50%		40%

(2) 消費税軽減税率の導入の検討

消費税率が10%に引き上げられるタイミングで、生活必需品などに限って本来より低い税率を適用する「軽減税率」の導入が検討されています。対象品目の選定などは平成26年12月までに結論を得て、平成27年の税制改正大綱により決定することになります。

【図表】消費税10%引き上げまでのスケジュール



【参考】外国の軽減税率について（食品など生活必需品）

国	消費税率	軽減税率
イギリス	20%	0%
ドイツ	19%	7%
フランス	19.60%	5.50%
日本(予定)	10%	?

個人の税金

(1) ゴルフ会員権等の譲渡損失についての損益通算の見直し

従来の取り扱いでは、ゴルフ会員権の譲渡損失は、給与等の他の所得と損益通算が可能でした。

しかし今回の税制改正では、ゴルフ会員権など主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する財産が、「生活に通常必要でない資産」に含まれ、他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができなくなりました。

この改正は平成26年4月1日以後に行う資産の譲渡等について適用されます。ゴルフ会員権をバブル時期の高い価格で取得し、含み損失を抱えている方は、今年の3月までに売却し所得税・住民税の節税を検討すべきと言えます。

(2) 給与所得控除の上限の見直し

現在、給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除は245万円が上限となっています。このサラリーマンの必要経費ともいべき給与所得控除について、上限の見直しがなされます。

平成28年度は給与収入が1,200万円を超える場合の給与所得控除の上限が230万円まで、平成29年度からは給与等収入金額が1,000万円を超える場合の給与所得控除の上限が220万円となります。

なお、個人住民税についても今回の見直しが適用されますが、前年の所得に対して住民税が計算されるため、適用開始年度は所得税よりも1年遅れとなります。

【表】給与所得控除の上限の推移スケジュール

	現行	平成28年分の所得税 平成29年分の住民税	平成29年分の所得税 平成30年分の住民税
上限額が適用される 給与収入	1500万円	1200万円	1000万円
給与所得控除 の上限	245万円	230万円	220万円

【計算例】給与収入 1500 万円の人の所得税額

現行：(1,500万円－245万円) × 33%－153.6万円
(税率) (控除額)
=2,605,500円

平成28年分：(1,500万円－230万円) × 33%－153.6万円
(税率) (控除額)
=2,655,000円(+64,500円)

平成29年分：(1,500万円－220万円) × 33%－153.6万円
(税率) (控除額)
=2,688,000円(+107,500円)

段階的に給与所得控除が減り、上記のように所得税が増加していきます。1500万円の給与収入の方は、所得税が平成28年で約64,500円、平成29年では約107,500円増加することとなります。

(3) 相続財産を売却した場合の特例の見直し

相続した土地を相続開始から3年10ヶ月以内に売却した場合、相続した土地について納めた相続税を取得する為にかかった費用(以後、取得費)に加算できる制度です。要するに、支払った相続税を経費計上できる仕組みです。

現行税制では、売却した土地に対応する相続税だけでなく、他の売却しない土地にかかる相続税も売却した土地の取得費に加算できましたが、平成26年度税制改正により、取得費に加算できるのは、「売却した土地に対応する相続税だけ」となります。

この特例の改正は、平成27年1月1日以後の相続により取得した土地等について適用されます。

自動車関連の税金

(1) 軽自動車税の引上げと自動車取得税の軽減

自動車関連の税制では、平成27年4月以降に軽自動車税が1.5倍(営業用軽自動車は1.25倍)に引き上げられます。

一方で消費税増税対策として、軽自動車を除く自家用車の自動車取得税の税率が5%から3%に、営業用自動車および軽自動車が3%から2%に引き下げられます。

(2) エコカー減税の拡充

燃費の優れた乗用車の自動車取得税や自動車重量税、自動車税を軽減する、いわゆる「エコカー減税」が大幅に拡充されました。

これまでのエコカー減税の対象になっていた乗用車は、①電気自動車やプラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車などの「次世代自動車」と、②平成17年度と比べて排出ガスを75%以上低減したガソリン車、ハイブリッド車です。②については、さらに平成27年度燃費基準値に対して、燃費性能が20%以上良好な「+20%達成車」と、10%以上良好な「+10%達成車」、10%未満良好な「達成車」の3つに分類され、それぞれエコカー減税の内容が変わります。(八木)

【表】2014年4月以降のエコカー減税の変更点

	自動車取得税	自動車重量税		1年目の自動車税
		初回車検時	2回目車検時	
+20% 次世代自動車	免除 (変更なし)	免除 (変更なし)	▲50% ↓ 免除	▲50% ↓ ▲75%
+10% 達成車	▲75% ↓ ▲80%	▲75% (変更なし)	—	▲50% (変更なし)
達成車	▲50% ↓ ▲60%	▲50% (変更なし)	—	▲25% ↓ 軽減なし

確定申告で節税【株編】

アベノミクスの影響か、証券会社で口座を新たに作る人が急激に伸びていてNISA口座の開設は1~2カ月待ちだそうです。ですが今年からNISA以外の口座は源泉徴収税額が20%となっています。30万円の利益を出したとしても税金で6万円引かれるとなると大きいですね。またNISAだと利益が出た時は税金がかかりませんが、損失が出ても他の口座の所得と損益通算し、減税対策とすることができないので、注意が必要です。

今までに上場株の取引をしてきた人は証券会社で特定口座を開設している人が多いと思います。

特定口座で「源泉徴収あり口座」を選択している場合、口座内ですでに源泉徴収されていますので、通常は確定申告する必要はありません。

ただし、複数の証券会社で取引をしている場合には、確定申告をしたほうが税金が安く済む場合があります。

例えば、A証券で100万円の利益（源泉徴収税額が20万円とします。以下同じ）、B証券で20万円の損失、C証券で10万円（源泉徴収税額2万円）の利益となっていた場合、納税額は22万円になり、このまま確定申告しなくても問題はありません。

しかし、この例の場合、3つの口座の収支合計は「90万円の利益」になるので、本来の税金は18万円です。確定申告しないと余分に税金を払っていることとなります。そこで、3証券会社から送られてくる「特定口座年間取引報告書」の数字を合算して確定申告をすると、4万円が戻ってきます！そしてさらに、この制度は、自分に都合のいい特定口座だけを選んで確定申告できるのです！

「源泉徴収あり口座」の場合、そのまま確定申告不要でも結構ですが、確定申告するとなると、もし自分が誰かの扶養になっている場合などは、総所得が38万円を超えてしまうので、扶養から外れてしまいます。でも外れたくない！

そこで、この場合はB証券とC証券の口座分のみを確定申告。この場合、2万円の還付を受けるとともに扶養のままでもいることも可能となります。

上手く節税しながら、自分に合う投資方法を見つけてみてはいかがでしょうか？（古川）

魅惑な香り 水仙 (スイセン)

清楚で可憐な花をつけるスイセンは、美しい見た目とともにその甘い香りのファンも多く、1月から3月にかけて見ごろを迎えられています。

奈良県内では葛城市などでニホンスイセン、黄房スイセンなどが生産出荷されています。

【般若寺／奈良県奈良市】

コスモス寺として有名な般若寺ですが冬場はスイセンがとってもきれいなことをご存じですか？一重や八重など2万本のスイセンが、今見頃を迎えているそうです。

住所：奈良市般若寺町221

【淡路立川水仙郷／兵庫県洲本市】

淡路島南部の由良港から灘海岸への道すがらにある関西屈指の水仙郷。12月下旬～2月下旬のシーズンともなると、紀淡海峡を望む6ヘクタールの斜面を舞台に「ニホンスイセン」などの約500万本が咲き誇ります。

住所：兵庫県洲本市由良町由良2877-22

【蜻蛉池公園／大阪府岸和田市】

岸和田市の丘陵部にある、テニス広場や大型遊具、展望台、花木園などを備えた公園。大阪府内最大級と言われる6万株のスイセンが植えられた8,000平方メートルの水仙郷は園内東部にあり、見ごろを迎える1月下旬～2月中旬には、斜面に沿って美しく咲き誇るスイセンを甘くさわやかな香りに包まれながら観賞できます。

住所：大阪府岸和田市三ヶ山町大池尻701

【灘黒岩水仙郷／兵庫県南あわじ市】

日本三大水仙郷の1つに数えられる景勝地。約7ヘクタールの敷地にはニホンスイセンを中心に500万本が自生。眼前に広がる青い海と白い水仙のコントラストが美しいと評判。ここでは一面に咲くスイセンを眺められるのはもちろん、海とスイセンの対比を楽しむこともできます。

住所：兵庫県南あわじ市黒岩2

その他、色々な地域でスイセン祭りなどが行われています。甘くてかぐわしいスイセンの香りに誘われて、一足先に春の息吹を感じに出かけてみませんか？（下村）



ROAD TO M

マスターへの道

今回は時期的にバレンタインに関するテーマにしたいと思います。

と言っても男性目線でのお話になってしまいますが参考にして頂ければと思います。

年齢関係なく全ての男性が大なり小なり意識を失ってしまう日がバレンタインデーです!

僕の学生時代は貰った記憶はほぼ0という苦い経験しか持っていないのですが…。

それでも社会人になり、彼女から貰ったチョコで印象に残る(つまり嬉しかった)事は何と言っても手作りだという事です。

これは個人的な感想ですが、何万円もするチョコを渡されてもあまり心には響きません。

そんな高級チョコより既製品のチョコを溶かしてカップに注ぐだけのものでも手作りチョコは男性の心を掴むものだと思います。

女性側にとっては手間で面倒だという声も大きいと思うのですが、その手間をかけてくれたという思いは男性に伝わりますよ!

意外に男性はこの日に結構期待しているものですので、今まで手作りチョコを用意した事がない人はこの機会にプレゼントしたら、きっと喜ばれるはずだと思いますよ。

あとこれはかなり主観が入りますが、プチギフトとして香水も用意してみても?男性も匂いを気にする人はまだ少数派なので、自分で香水を買う人はいないと思います。



だからこそバレンタインを機に手作りチョコと一緒に香水をプレゼントするのは如何でしょう。

匂いは本能で記憶するものですので、プレゼントした香水の匂いで自分を思い出させる一種のサブリミナル効果もあり、すごく使える手法だと思います。

次のお話は逆に男性側からのお返し、つまりホワイトデーについて気をつけるポイントの紹介です。

まず本命へのお返しは今までのROAD TO Mでお話したサプライズをすれば大丈夫です(笑)

その際は恥を捨てて自信を持ってアプローチしましょうね!

さらに付け加えるのであれば相手の立場を考えたお返しを考えましょう。

例えば職場に彼女がいるのであれば、仕事でも軽く食べられるようなスティックタイプのスイーツにするなど相手を想いやったお返しに!

それ以外、つまり義理のお返しの時は、本命と必ず差をつけましょう!

例えば値段であったり、大人数用に分けられるお返しを用意する事とかですね。義理の場合、お返しは、「物」ではなく、必ず食べ物にしましょう。形として残るものは、好意があるように見えてしまいます。本命チョコのお返しは2人きりの時に、義理チョコのお返しは逆に2人きりにならないようにしたほうがいいでしょう。(加村)

ホワイトデーにもらってうれしいスイーツは?

総合ランキング

- 1位 ケーキ
- 2位 チョコレート
- 3位 フィナンシェ・マドレーヌ
- 4位 クッキー
- 5位 マカロン
- 6位 マシュマロ・ギモーヴ
- 7位 キャンディー
- 8位 その他

なんとケーキが第1位! 2人で一緒に食べると良さそうですね! ホワイトデーのお菓子には意味があるそうです。

キャンディー=「あなたが好きです」、クッキー=「あなたは友達」、マシュマロ=「あなたが嫌い」だそうです。皆さん知ってましたか?

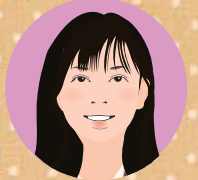
ちなみにバレンタインに欲しいギフトは心のこもった手書きの手紙やメッセージカードが断トツだそうです!

編集後記



新年になり、厄年の方も明けました。
前厄、本厄、後厄の3年間、特別これといった災難もなかったようです。
古来からの言い伝えですが、無事終えることができ、ホッとしています。(八木)

子供たちの小学校の来年度の役員決めの際となりました。くじ運が悪いため、なかなか思うようにいなくて困っています。自分でくじをひくのがいいのか、委任状をだしてひいてもらうのがいいのか…。2年連続どちらとも外れているので、今年はどうすべきか悩む毎日です。(田村)



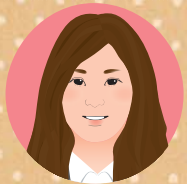
最近2歳の息子がプラレールの新幹線にハマっています。その事にかこつけてNゲージの鉄道模型を部屋中に走らせることを密かに計画中です。もちろん息子にはあまり触らせませんけど。(角井)

お正月に、子供がおもちゃを買ってもらったついでに、3DSの「どうぶつの森」を買ってもらいました(嬉)お正月に1時間ほどして以来、やっぱり、する時間がありません。。。子供にとられそうです(涙)(名倉)



こどもが「自分にはおじいちゃんが4人いるねん!」というので、私の父と、夫の父と祖父以外にだれがいるのかと思ったら実家で飼っている犬のことでした。気が付けば実家の犬も12歳になり、かなりの老犬になっていて、すっかり耳も遠くなり白内障にもなってきました。でもまだまだ長生きしてもらいたいです!(古川)

昨年8月に受験した税理士試験で「財務諸表論」という科目に合格しました!
毎日10時間以上勉強して合格出来たので本当に大変でしたが、ようやく形になれて喜びいっぱいです!
(加村)



最近、銭湯へ行くことが私の中での密かなブームとなっています。
どんなに寒い夜でも、銭湯へ行った日は体の中からポカポカ、寒さ知らずです。
そして、冬は風邪を必ず引いているのですが、まだ風邪を引いていません!
密かに銭湯のおかげと思っています…。笑

発行元：税理士事務所 SBL

〒631-0822

奈良市西大寺栄町3-23サンローゼビル2階

☎ 0742-32-1112

FAX 0742-32-1113

H P <http://sbl-plaza.com>

Email zei-info@sbl-plaza.com

※駐車場あります

■近鉄電車でお越しの場合

大阪難波駅より快速急行で32分

京都駅より急行で41分

橿原神宮前駅より急行で28分



大和西大寺駅より徒歩3分

■お車でお越しの場合

第二阪奈道路 宝来出口から約10分

京奈和自動車道 木津ICから約20分

西名阪自動車道 郡山ICから約40分

